

「とくしま防災フェスタ2026」出展規程

第1条（出展資格）

「とくしま防災フェスタ」の趣旨に賛同し、防災等に関する活動や事業を実施している県内に拠点を置く団体、企業、自主防災組織、学校等（以下、「出展者」という。）。

第2条（出展物）

出展物は、本フェスタの趣旨に添い、かつ事前に主催者の承諾を得た品目とする。

第3条（出展期間）

- （1）出展日は、令和8年10月18日（日）（雨天決行、荒天時中止）
- （2）出展時間は、午前10時から午後3時まで

第4条（出展選考及び決定）

本フェスタの趣旨に添ったものであるか等を評価・選考の上、主催者が出展の可否を決定し、通知する。

第5条（出展物の管理）

- （1）各出展者は、自己の責任と費用において、各出展ブースの搬出入と出展ブース内の出展物の管理を行う。
- （2）各出展者は、各展示ブースにおいて記念品及び粗品等を配布する場合には、各自で準備・費用負担をする。
- （3）主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、天災等の不可抗力の原因になる場合も含め出展物の損傷その他出展物に関する一切の事故について、その責任を負わない。

第6条（事故等の防止）

出展者は、出展物の搬出入、展示、実演、体験活動、撤去等に際し、最善の注意を払い、火災・盗難及びその他事故の発生並びに感染症のまん延等の防止に努め、万一事故等が発生した場合の責任は、出展者において負うものとする。

第7条（開催の変更及び中止）

- （1）主催者は、天災及び感染症のまん延その他不可抗力及び主催者の責めに帰しえない原因により、規模縮小、早期閉会、開催の中止を決定できるものとする。
- （2）主催者は、これによって生じた出展者または他の者の損害につき、責任を負わない。

第8条（出展の取消）

- （1）出展者からの出展の取消は、主催者においてこれを了承しない限り認めない。
- （2）出展者を決定後、本規程を故意に遵守しない行為が認められる場合、出展の要件に不適合であることが判明した場合及び出展者として適当でないと判断せざるを得

ない事項が判明した場合は、出展者として決定した後であっても、事務局は出展決定を取り消すことができる。これらの事由による出展決定の取消により、本イベントに出展できないことで生じた出展者及び関係者の損害は補償しない。

第9条（会場）

- （1）会場は次のとおりとする。
県立防災センター内とする。
 - ・ 県立防災センター側駐車場
 - ・ 屋内訓練場
 - ・ 消防学校側駐車場
- （2）各ブースでの電源は各自で準備する。
- （3）展示スペース・小間配置の全体レイアウトは、主催者にて決定する。

第10条（禁止事項）

- （1）出展者の物品販売については以下のいずれかの場合を除き、禁止する。
 - ・ 出展団体が展示内容に関連する物品の販売をする場合（飲食提供を除く）
 - ・ 県立防災センターの公募展示を行っている出展団体が展示している防災用品を販売する場合
 - ・ 徳島県と災害時の協定を締結している徳島県キッチンカー協会に所属するキッチンカーが飲食物の提供を行う場合
- （2）展示時間中の展示物の移動や搬出入は禁止する。

第11条（ブース内の出展者の常駐）

出展者は、ブース内に常駐し、来場者との応対、出展物の管理にあたる。

第12条（廃棄物の処理）

出展廃棄物、使用済みの資材、ブース内や周辺の塵・ゴミ等は、出展者の責任により持ち帰る。

第13条（個人情報）

出展者は、本フェスタを通して得た来場者の個人情報については、出展者における個人情報等保護に関する規則に基づき管理するものとする。

第14条（音量規制）

- （1）マイクを使用した商品の説明は原則禁止とする。
- （2）ブース内のAV機器の音量や展示物自体が発生する音量は、ブース前面2メートルにて計測70デシベル以下とする。

第15条（その他）

- （1）主催者の指示には必ず従うこととする。
- （2）詳細及び予定変更等については別途連絡する。